



# 中村会計だより ..... 春号

## 防衛特別法人税について

2025年度の税制改正により、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の一つとして創設された防衛特別法人税。

実は、大企業だけでなく中小企業も対象となる新しい法人税です。

今回は、自社にどう関係するか理解を深められるよう、抽出して概要を記載しました。

### 防衛特別法人税って誰が納めるの？

防衛特別法人税を納める義務があるのは、「法人税を納めているすべての法人」です。

### いつから始まるの？

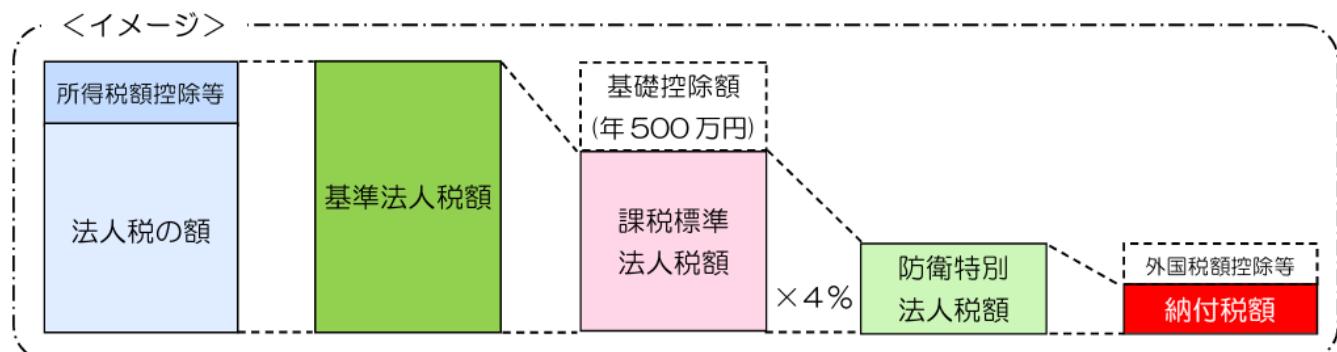
2026年（令和8年）4月1日以降に開始する事業年度からです。

### 防衛特別法人税はどれくらい課税されるの？

$$\text{防衛特別法人税額} = \text{各事業年度の課税標準法人税額} \times 4\%$$

※課税標準法人税額とは、所得税控除等の一定の税額控除等を適用しないで計算した法人税額から基礎控除額500万円を差し引いた額です。

したがって、「課税標準法人税額 - 基礎控除額500万円 × 4%」と表すこともできます。



課税標準税額が基礎控除である500万円以下であれば、防衛特別法人税は発生しません。

すなわち、課税標準額が500万円を超える法人、大企業や一定以上の利益を出している中小法人を対象とした税金です。

また、防衛特別法人税でも税額控除が認められており、代表的なものは外国税額控除です。法人税や地方法人税で引ききれなかった部分を差し引けます。

## 申告および納付期限はいつ？

防衛特別法人税の申告および納付期限は、法人税の申告および納付期限と「同じ」です。  
したがって、「決算日の翌日から 2か月以内」となります。

※法人税の中間申告書を提出するべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書の提出も必要です。  
※防衛特別法人税が0円でも必ず申告が必要なため、法人税の申告書と一緒に提出します。

## 行政書士法改正、自動車登録における影響は？

行政書士法が改正され2026年(令和8年)1月から施行されました。

特に自動車関連（車の登録・車庫証明）などの手続きは、行政書士に

任せるのが正式なルートだと法律で明確化しました。

今回は、自動車販売店にとって重要な変更点をまとめました。



### これまで？

従来、行政書士でない者が「報酬を得て」官公署に提出する書類を作成することは禁止されていました。しかし、自動車販売の現場においては、この「報酬」の定義を巡って、法的なグレーゾーンが存在していたことは否めません。

具体的には、

- 登録代行手数料
- 車庫証明代行料
- 納車諸費用
- 事務手数料
- 登録サポート料等

これらは、自動車販売店が自ら販売する車両の登録手続きを、購入者からの依頼を受け、適切な委任状を取得し、かつその手続きの範囲内で行う場合に限り、行政書士法に抵触しないという見解が業界慣行として広く認められてきました。

### これからは？

業務の制限規定（報酬を得て他人の行政手続書類を作成する行為）の趣旨が明確化

今回法律改正により、条文に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が追加されました。自動車関連の手続きにおいて、資格を持つ専門家が関与することが求められ、整備工場等が依頼する行政書士に対して報酬を支払うことが正式なルートだと明確になりました。

### 罰則の強化

新たに両罰規定が加えられました。

これにより 行政書士でない人や行政書士法人でない会社が法律に違反した場合、違反した本人だけでなく、その法人（会社）にも罰金が科されるようになりました。